

【答弁】

◎小島敏幸危機管理防災部長

御質問三、災害時のトイレ難民を救済の(二)県のトイレ対策についてお答えを申し上げます。

災害時のトイレ対策は健康に直結する大事な課題です。しかし、過去の震災では、環境の良くないトイレに行くのが苦痛で水分や食物をとることを控え、健康を害した方が出たとの報道もございました。そこで、県では処理水が確保できない、あるいは排水ができないなど様々な事態を想定してトイレ対策を進めております。

まず、各市町村では避難所で使用される組立てトイレや携帯・簡易トイレ等の準備を地震被害想定避難者数を基に進めております。併せて県では、防災基地に仮設トイレとは別に携帯トイレを十三万七千枚、簡易トイレを三千個備蓄し、災害時に市町村に供給する体制を整えております。

また、家のトイレが使えない状況で自宅で生活する場合を想定し、県では県民の皆さんに対して自助の取組の一つとして、携帯・簡易トイレを備蓄するよう呼び掛けております。具体的には、減災グッズ・チェックリストの中に携帯トイレを位置付け、また、防災イベントや地震対策セミナーなどで抗菌や消臭に優れ、燃えるごみとして処理できる携帯・簡易トイレの実物を展示し、備蓄を働き掛けております。

さらに県では、災害時のトイレ問題に取り組んできたNPO法人の日本トイレ研究所が主催する災害時トイレ衛生管理講習会に職員を参加させるなどして研究を進めております。

今後とも県では、市町村と協力して公助の観点からトイレ対策にしっかりと取り組むとともに、災害時トイレ対策リーフレットを作成するなど、自助、共助の面からも県民の皆様へ普及啓発を進めてまいります。

(以上)